伯和西爾時報
社報時爾西利伯 電話 七・四六〇七
作晶石晶 M Sameshima Director 社長
購讀料 一ヶ年 六十圓 半ヶ年 三十圓
廣告料は廣告欄御問合せ

珈琲 サントス四級 十キロ 一七・五〇〇 リオ七級 一二・三〇〇
爲替 對日 四六六五 郵便送金 五六七〇 對米 一九・七七〇 對英 八〇・〇五〇

積極化した米の重慶援助

追加借款 五千萬弗 既に決定

引續き巨額の供與見ん

ホワイトハウス當局表

（ワシントン三十日同盟）ホワイト・ハウス當局は三十日對重慶追加借款に關し一般的物資購入資金五千萬弗はすでに決定を見、又法幣安定資金並に米支爲替平衡資金として五千萬弗供與の件は目下議會の委員會で審議中であると、發表すると共に、右に關するジョーンズ融資局長官の大統領宛書翰を發表したが、その内容は次の如くである

米國政府は現下の國家的危機に對處すべく國防強化に必要なる戰時資材を獲得する爲、復興金融會社の子會社たる金屬貯藏會社に命じ、重慶側資源開發委員會より總額六千萬弗のウォルフラム鑛、アンチモニー、錫などを今後數年間に亘つて購入せしむる事となり、その支拂は動産購入の都度市價に應じて行ふ事になつてゐる、又重慶側今日の經濟狀態を援助する爲め輸出入銀行は總額五千萬弗の追加借款を中國の中央銀行の保證により供與する事となり、これが償還は前記契約に依る重慶側よりの物資輸入に依つて行ふ事となつた、尙ほこの輸出入銀行に依る追加借款の供與は米財務當局に依る對支援助の五千萬弗の借款と關聯して、米財務省との協力の下に行はれるものである尙ほモーゲンソー財務長官は三日上院銀行委員會に財務省の管理する金融安定資金の一部を法幣援助の爲め使用する事を提案する事になつた

陸軍定期大異動 その一 部發表

各宮殿下御進級

蓮沼侍從武官長

陸軍大將に親任さる

（東京二日同盟）十二月の陸軍定期大異動は二日發令、その一部は同日午前十一時二十分陸軍省より左の如く發表された、今回の異動に於ては、李王垠殿下が陸軍中將に、賀陽宮恒憲王殿下が陸軍少將に御進級遊ばされたのを初め、侍從武官長蓮沼蕃中將が陸軍大將に親任され、また轉補に於ては北支中支方面作戰に武勳を樹てた本間雅晴中將が牛島實常中將に代つて臺灣軍司令官に、また南支方面作戰に武勳を樹てた濱本喜三郎中將が十二月一日より北海道に新設された北部軍司令官にそれぞれ轉補された外、岡部直三郎中將が太田禮吉中將に代つて技術本部長に、陸軍省兵務局長石本寅三中將が某要職に轉出してその後任に、田中隆吉少將が補せられたのが注目される

（陸軍省發表）

今般左の如く發令されたり

御進級陸軍少將大動位 李王垠

陸軍大佐大動位 恒憲王

任陸軍中將

任陸軍少將

御進級陸軍中將從三位勳一等 蓮沼蕃

功五級

蓮沼大將親任式

二日宮中で執り行はせらる

（東京二日同盟）侍從武官長蓮沼蕃大將の親任式は二日午前十時半、宮中鳳凰の間に於て、天皇陸下親臨、近衛首相侍立の下に執り行はせられ、蓮沼大將に對し親任の勅語を賜ひ、首相より左記官記を傳達した

陸軍中將從三位勳一等功五級 蓮沼蕃

任陸軍大將

御進級本部軍司令官並びに本間雅晴軍司令官は、任地に在る儘め、内閣より陸軍省を經て勅記を傳達せられた

横鎭參謀長更迭

新參謀長に遠藤少將

（東京二日同盟）前横鎭參謀長岡新少將は、近く總力戰研究所入りをするので、今回その後任に、去る十一月ドイツより歸朝した遠藤喜一少將を任命、二日左の如く公表された

陸軍省公表

本日附左の通り補職發令せらる

陸軍少將 遠藤喜一

横鎭參謀長 岡新

任陸軍大將

陸軍少將天晶惠、土谷田勇

陸軍技術本部附仰付らる（各通）

少將 武田馨

補陸軍航空學校長

李王垠殿下初め

進級各將星略歷

（東京二日同盟）大動位陸軍中將李王垠殿下は故李太王殿下の第七王子、明治三十年御誕生本年御年四十四歳、大正六年士官學校御卒業、敬宮殿同十二年陸大御卒業、敬宮殿監部課長、歩兵聯隊長、陸軍豫科士官學校教授部長を歷任、昭和十三年少將に御進級、北支に於る御奮戰後十四年八月近衛歩兵團長に御轉補、現在に至らせられた

蓮沼蕃大將は金澤の生れ、本年五十八歳、陸士第十五期生で、明治三十七年三月歩兵少尉に任官、累進して昭和十二年八月陸軍中將に昇進、其の間日露戰役の沙河戰で初陣の勲功を樹て功五級を賜り陸大卒業後ロシヤ駐在武官、參謀本部課長、歩兵第五聯隊長、陸軍大學校教授部長を歷任、昭和十三年少將に御進級、北支に於る御奮戰後十四年八月近衛歩兵團長に御轉補、現在に至らせられた

本間雅晴大將は佐渡の生れ、本年五十八歳、陸士第十期生で、明治三十七年三月歩兵少尉に任官、累進して昭和十二年八月陸軍中將に昇進、其の間日露戰役の沙河戰で初陣の勲功を樹て功五級を賜り陸大卒業後ロシヤ駐在武官、參謀本部課長、歩兵第五聯隊長、陸軍大學校教授部長を歷任、昭和十三年少將に御進級、北支に於る御奮戰後十四年八月近衛歩兵團長に御轉補、現在に至らせられた

李王垠殿下は故李太王殿下の第七王子、明治三十年御誕生本年御年四十四歳、大正六年士官學校御卒業、敬宮殿同十二年陸大御卒業、敬宮殿監部課長、歩兵聯隊長、陸軍豫科士官學校教授部長を歷任、昭和十三年少將に御進級、北支に於る御奮戰後十四年八月近衛歩兵團長に御轉補、現在に至らせられた

蓮沼蕃大將は金澤の生れ、本年五十八歳、陸士第十五期生で、明治三十七年三月歩兵少尉に任官、累進して昭和十二年八月陸軍中將に昇進、其の間日露戰役の沙河戰で初陣の勲功を樹て功五級を賜り陸大卒業後ロシヤ駐在武官、參謀本部課長、歩兵第五聯隊長、陸軍大學校教授部長を歷任、昭和十三年少將に御進級、北支に於る御奮戰後十四年八月近衛歩兵團長に御轉補、現在に至らせられた

米、工作機械輸出を制限

帝國之が緩和方要望？

森島參事官 國務省訪問

（華府三十日同盟）森島大使館參事官は、三十日午前十一時、米國務省にバーリ次官補を訪問、約三十分に亘り重要懸案を論ずるに於て、日米關係の緩和に就て考慮を促したものと見られる、即ち米國府は米國の國防計畫が最近工作機械製產不足の爲めに其のスピードを落してゐる實狀に鑑み、工作機械の輸出可能の制限を緩和に擴張し、四十種に亘る小型工作機械類にも、來る十二月十日より、許可制を布くに決し、既に稅關當局に對し、この種品目は十日以後輸出を禁止する樣内命を發したと謂はれ、一方陸海軍當局

自由主義 脫却

公益優先が基本理念

經濟新體制案の內容

一日政府原案決定

（東京一日同盟）政府は政治新體制と表裏一體をなす經濟新體制を確立すべく、過般來企劃院案を中心に經濟閣僚懇談會に於て檢討を進め來つたが、一日最後的審議を行つた結果、政府原案を決定、近く閣議に上程さるゝ事となつたが、その大綱內容中主なるものは左の如くである

一、基本目標世界新情勢に對應し、我國民經濟を戰時體制に移行、自由主義から統合計畫經濟機構に改編する

二、統合計畫經濟の中核體は公益優先と、共資任を埋念とし、投機的獨占的利潤を廢し生產利潤を適正化する

三、新らしき企劃形態として公共制を協調し、資本に對する配當を統制し、企業者が生產擴充の實を擧げた場合はこれに報ゆる勞務者の生活を保證し、中小企業は合理的に再編する

四、生產共同體は各產業別組合を以て組織し、コンツエルンは必要に應じ、これを分散吸收する共同體の最高指導者に指導權を附與し、任命には政府も關與する

日滿華共同宣言

帝國政府發表

（三十日）

帝國、中華民國に關する條約

【東京廿日同盟】日華根本條約並びに日滿華共同宣言に關して帝國政府公表（卅 午後一時發表）

十一月廿日南京に於て日華兩國並びに附屬議定書に關する兩國專門委員會議解事項に調印し、次で日滿華三國全權は、日滿華共同宣言に調印を終了せり、以上を以て帝國政府は汪精衛氏を主班とする中華民國々民政府を正式に承認し、中華民國々民政府は滿洲國を承認し滿洲國政府は、中華民國々民政府を承認せる次第なり

關係文書の內容は左の通りなり

第一條 兩國政府は、兩國間に永久の善鄰友好の關係を維持する爲め、相互に主權及び領土を尊重し、政治、經濟、文化等各般に亘り互助連繫の手段を講ずべく、兩國政府は政治外交、教育、宣傳、公益等諸般に亘り、相互に兩國間の利益を增進するが爲め措置及び原因を考慮し、且つ將來に亘り、之を繼續する事を期す

第二條 兩國政府は文化の融合、創造及び發展に就き緊密に協力すべし

第三條 兩國政府は兩國の安寧及び福祉を危殆ならしめる一切の共產主義的策動及び工作に對し、共同して之に當る事を期す、兩國政府は前項の目的を達成する爲め各々その領域內に於ける共產分子及び組織を芟除すると共に、防共に關する情報、宣傳等に就き緊密に協力すべし、日本國は兩國共同して防共を施行する爲め所要期間中、兩國軍に別に協議決定する處に從ひ所要の軍隊を蒙疆地區に駐留す

第五條 中華民國政府は日本國が從前の慣例に基き又は兩國共通の利益を確保する爲め、所要期間中兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

印度獨立の女鬪士

ナイズ夫人逮捕さる

（ボンベイ一日同盟）印度反英運動に關する印度政廳の徹底的彈壓政策に對抗し、印度獨立運動の婦人鬪士の第一人者ナイズ夫人及び印度會議派ボンベイ支部長デザイラは二日より反英サナグラ派（個人的非服從運動）を開始すべく準備中の處、一日英當局の爲め兩氏並びに會議派要人四名は極東されボンベイのサチグラ部は早くも當局の彈壓を受けて不成功に終つた

霞ケ關と大旋風

外交陣の大異動評（五）

外相は幣原喜重郎、次官は永井松三であつたが、之に對しては手の施し樣はなく、彼等は絕對自失せんばかりであつた。そして外務省自體が國際的に、外交的にどうしてよいか分らず開國決定の事件不滿大方面を徒らに擾亂してゐるのみであつた。處が事件の必然性を察知したのが情報部長の谷正之であつた。白鳥は谷の部下であつたが、之に對し外交を清算した。清算したばかりでなく幣原に代つて政策の遂行をやり出した。と云ふのは事件所管の歐米局長の松島肇、條約局長の松田道一がどうしてよいか迷つた揚句、調子づいてゐる白鳥と谷に任せた。愛で白鳥が谷と相談して國際的相手の駆引きをやり國際外交電報に於る最も重要に當つた場面を切拔き切拔き電報の鍵を握つてゐる谷の手に渡すことになつてゐたが、谷は白鳥と谷だけ

それはあな勝ち火の無い處に煙が立つた譯ではあるまい、だがそれが煙だけで終つた處が問題である。或ひはその精通してゐる荒削りの處が却つて彼の身

交官になつてからの彼は、風采を構はず、精神的によく働く、先の谷次官が妙に氣取つてゐたのに反し、之は我武美羅にやるので却つて上下から好感を持たれてゐるやうだ。先頃の異動にしても、松岡よりも彼が矢面に立つてやつてゐたが、却々思切りのよい處があつた。「新次に革新的な連に溯く、之が當時代から新時代へ進む鍵に我々若人がやるべきような人の役目だ」と云ふ

處がある。彼は物に觸れてゐないので、ギコチない處がある。或ひはその精通してゐる荒削りの處が却つて彼の身

上であり、彼を生かすものかのとは立場も違ふし、又人物の色合ひも大分違つてゐる。

駐獨白鳥は近衛內閣では外相になるとの噂さも飛んでゐた

問に上げられた、外務省に外交顧問を置いたのは宇垣外相時代に、有田八郎、佐藤尙武が居たが、その御合と今度に我が外交の向ふ處も暗示

傳が立つた譯ではあるまい、だがそれが煙だけで終つた處が問題である。輪廻つて奴が、本當に有りさうだ。こんどは、長く世話してやつた奴らから、おれが裏切られる番らしい。そいつが第一、怖えんだ」

まるで、何かに憑かれてゐる人のやうだ。目も、異樣にかゞやいてゐる。

鯖七は、聲をのんで蓋ぎめ

外相は幣原喜重郎、次官は永井松三であつたが、之に對しては手の施し樣はなく、彼等は絕對自失せんばかりであつた。そして外務省自體が國際的に、外交的にどうしてよいか分らず開國決定の事件不滿大方面を徒らに擾亂してゐるのみであつた。處が事件の必然性を察知したのが情報部長の谷正之であつた。白鳥は谷の部下であつたが、之に對し外交を清算した。清算したばかりでなく幣原に代つて政策の遂行をやり出した。と云ふのは事件所管の歐米局長の松島肇、條約局長の松田道一がどうしてよいか迷つた揚句、調子づいてゐる白鳥と谷に任せた。愛で白鳥が谷と相談して國際的相手の駆引きをやり國際外交電報に於る最も重要に當つた場面を切拔き切拔き電報の鍵を握つてゐる谷の手に渡すことになつてゐたが、谷は白鳥と谷だけ

蓮沼侍從武官長

陸軍大將に親任さる

（東京二日同盟）侍從武官長蓮沼蕃大將の親任式は二日午前十時半、宮中鳳凰の間に於て、天皇陸下親臨、近衛首相侍立の下に執り行はせられ、蓮沼大將に對し親任の勅語を賜ひ、首相より左記官記を傳達した

陸軍中將從三位勳一等功五級 蓮沼蕃

任陸軍大將

御進級本部軍司令官並びに本間雅晴軍司令官は、任地に在る儘め、內閣より陸軍省を經て勅記を傳達せられた

横鎭參謀長更迭

新參謀長に遠藤少將

（東京二日同盟）前横鎭參謀長岡新少將は、近く總力戰研究所入りをするので、今回その後任に、去る十一月ドイツより歸朝した遠藤喜一少將を任命、二日左の如く公表された

陸軍省公表

本日附左の通り補職發令せらる

陸軍少將 遠藤喜一

横鎭參謀長 岡新

補陸軍航空學校長 武田馨

同 柴田信一

補浦田陸軍飛行學校長

同 柴山兼四郎

補陸軍輜重兵學校長

同 大幸寅三郎

補仁川陸軍遺兵廠長

大佐 原次郎

補陸軍士官學校教授部長

同 馬淵逸雄

參謀本部附仰付らる

同 村上宗治

補舞鶴要塞司令官

中村次郎

補奉天陸軍豫備士官學校長

同 小柳津政雄

補陸軍化學研究所第二部長

同 山口楯夫

補陸軍航空總監部第二課長

伊佐信雄

陸軍病院長仰付らる

森島參事官 國務省訪問

（華府三十日同盟）森島大使館參事官は、三十日午前十一時、米國務省にバーリ次官補を訪問、約三十分に亘り重要懸案を論ずるに於て、日米關係の緩和に就て考慮を促したものと見られる、即ち米國府は米國の國防計畫が最近工作機械製產不足の爲めに其のスピードを落してゐる實狀に鑑み、工作機械の輸出可能の制限を緩和に擴張し、四十種に亘る小型工作機械類にも、來る十二月十日より、許可制を布

第一條

兩國政府は、兩國間に永久の善鄰友好の關係を維持する爲め、相互に主權及び領土を尊重し、政治、經濟、文化等各般に亘り互助連繫の手段を講ずべく、兩國政府は政治外交、教育、宣傳、公益等諸般に亘り、相互に兩國間の利益を增進するが爲め措置及び原因を考慮し、且つ將來に亘り、之を繼續する事を期す

第二條

兩國政府は文化の融合、創造及び發展に就き緊密に協力すべし

第三條

兩國政府は兩國の安寧及び福祉を危殆ならしめる一切の共產主義的策動及び工作に對し、共同して之に當る事を期す、兩國政府は前項の目的を達成する爲め各々その領域內に於ける共產分子及び組織を芟除すると共に、防共に關する情報、宣傳等に就き緊密に協力すべし、日本國は兩國共同して防共を施行する爲め所要期間中、兩國軍に別に協議決定する處に從ひ所要の軍隊を蒙疆地區に駐留す

第五條

中華民國政府は日本國が從前の慣例に基き又は兩國共通の利益を確保する爲め、所要期間中兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第四條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第六條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第七條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第八條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第九條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第十條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第十一條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第十二條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第十三條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第十四條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第十五條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第十六條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第十七條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第十八條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第十九條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第二十條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第二十一條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第二十二條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第二十三條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第二十四條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第二十五條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第二十六條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第二十七條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第二十八條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第二十九條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第三十條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第三十一條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第三十二條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第三十三條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第三十四條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第三十五條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第三十六條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第三十七條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第三十八條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第三十九條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第四十條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第四十一條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第四十二條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第四十三條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第四十四條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第四十五條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第四十六條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第四十七條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第四十八條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第四十九條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第五十條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第五十一條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第五十二條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第五十三條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第五十四條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第五十五條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第五十六條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第五十七條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第五十八條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第五十九條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第六十條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第六十一條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第六十二條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第六十三條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第六十四條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第六十五條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第六十六條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第六十七條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第六十八條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第六十九條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第七十條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第七十一條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第七十二條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第七十三條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第七十四條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第七十五條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第七十六條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第七十七條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第七十八條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第七十九條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第八十條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第八十一條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第八十二條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第八十三條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第八十四條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第八十五條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第八十六條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第八十七條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第八十八條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第八十九條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第九十條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第九十一條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第九十二條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第九十三條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第九十四條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第九十五條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第九十六條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第九十七條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第九十八條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第九十九條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百一條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百二條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百三條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百四條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百五條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百六條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百七條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百八條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百九條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百十條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百十一條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百十二條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百十三條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百十四條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百十五條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百十六條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百十七條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百十八條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百十九條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百二十條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百二十一條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百二十二條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百二十三條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百二十四條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百二十五條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百二十六條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百二十七條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百二十八條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百二十九條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百三十條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百三十一條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百三十二條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百三十三條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百三十四條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百三十五條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百三十六條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內に於ける特定地域に駐留す

第百三十七條

兩國政府は、兩國間に於て協議決定せられたる處に從ひ、その正規部隊を中華民國領域內

佛印機の爆擊に 泰國報復の機狙ふ

泰・佛印國境の空氣慌し

【バンコック一日同盟】廿八日佛印機のナコンパノン空襲に對し、泰國空軍は直ちにカンボヂアのタケック部にスワナケトに報復爆擊を行つたが、ルアン・ビブン・ソンクラム首相は廿九日夜ラン印も通じ、泰國空軍は更にカンボヂア及びラオスの佛印領内に大規模な爆擊を行ふべく準備を完了したる旨發表した

佛印財政長官に クーザン氏任命さる

直ちに東京會談へ出發

【ハノイ一日同盟】日佛印經濟交渉の佛印現地代表委員クーザンは、最近ドゴール派として罷免されたカソー長官の後を襲つて去る二十八日附を以て佛印財政長官に任命された、新クーザン長官は、東京會談出席の爲め二日サイゴン出帆ダニュエル號で渡日の途に就くが、同長官は一九三四年から昨年迄財政長官の職にあり、今回で二度目の務めをする譯で、佛印第一の財政通

來る九日から 新民會協議會開く

【北京二日同盟】華北一億の民意を反映して明朗の華北建設に力強き歩みを續ける新民會全華北全體聯合協議會は、來る九日から五日間、北京中南海懷仁堂に於て、王揖唐政務委員長初め各督辨關係者、各地代表等參加して開催される事に決定した

海の荒鷲 雲南奥地へ

【〇〇基地一日發】南支軍報道部發表、海軍航空部隊は一日、好天に惠まれ雲南奥地攻撃を敢行、鋼鐵製鐵工場を爆撃

日本 南方貿易振興會 大阪で發會式を擧ぐ

南方市場の開拓に乘出す

【東京二日同盟】優良商品の南方進出を目的として東京、名古屋、大阪の三大商工會議所を以て組織する日本南方貿易振興會發會式は、三十日大阪商工會議所に三市代表二十餘名出席して開催、會則を審議の後、那覇見本市場開催方に就き關係當局に陳情する事に決定、十二月早々代表團が關係各省に陳情する事になつた、同會は事務所を東京商工會議所に置くが、當局の諒解があれば第一回事業として來年一、二三の各月にヒリッピン、佛印、タイ、ラン印に見本展示會を開催して日本商品の紹介に努める筈である

聖州工業の躍進

聖州工業の不足無し

躍進一路の聖州工業

歐洲大戰に因る 日用品の不足無し

サンパウロ州が工業中心地帶を形成しつゝあるのは事實であるが、その工業設備は、吾々の理想までは立到つてゐない、而し現在存在する處のものが一大生産品貯藏所である事實は歐洲の數ケ國、並びに我が南米大陸諸國の實しく認める處である

幸ひにも聖州工業は惠まれざる裡にもよく進歩、發展を遂げた、何回となき難關にも克く堪へ忍び、聖州工業は一つくと育成され、泉の如く湧き出る國内の財源を海外に逃避せしめざる美事な愛國的セメント、製鋼工業等を完成の域に近づけつゝある

一九一四年から一九一八年の伯國は、他の南米諸國の如く製造品の不足に惱まされた、何故であらうか？理由は歐洲大戰に因ると云へばその全部の諒解がつく、當時ブラジル人は、或品種のものは使用禁止の憂目を見、醫療品を停止、對南米諸國貿易は麻痺狀態にある、而し我が伯國に些かの動搖もない、現時日用品の不足を感ずる伯國人が一人としてあるだらうか、祖國は今や絶對的工業組織の下にある、工業技術の一進歩は

今次一九四〇年の大戰は、一新紀元を來す飛躍を生じつゝある、現下の海運は脅かされ、その運輸には絶大の危險を伴ふ

歐洲各國はその製造品輸出想ひを馳す事は確かに印象的な事に違ひない、この國策も我々の努力と、犧牲的精神如何に因るものである

現在、單にヨーロッパ諸國のみならず、全米諸國も我伯國の工業力に依り、ヨーロッパよりの供給杜絶に因る復等の需要を充し得ると考へてゐる、勿論我國内の經濟的保守主義者の間には現在伯國内に新しい農牧、工業時代が訪れつゝあるとは考へぬものがあるかも知れない、復興は伯國工業の隆昌は大戰に由る一時的現象でしかあり得ぬと見、これに因り現在の國際狀勢が平常に復した場合は經濟恐慌に襲はれるものと見てゐる

伯國及びアメリカ大陸の資源

我がアメリカ大陸内に於て發見されたのである

伯國駐剳 新パラグアイ公使

【アスンソン卅日】新伯國駐剳パラグアイ公使として、ユアン、Bアヤラ將軍が任命された

而し 我々は他の觀點より反アメリカ主義や孤立主義と關はねばならない、對資本者達と雖も伯國は孤立主義も、常に甘受せんとした待遇も、又全米を攪乱せんとした仕打をも黙して容認しなかつた事を認めるであらう

如何 なる外國の大資本がこの地に新富源を獲得せんとしても、傳統ある大陸政策と、その經濟的利害に因り之は絶對不可能の事である、内資本は既にこれに對して企てゐるのである

（ガゼッタ紙より）

伯國唯一 堅貞無比

PRUDENCIA CAPITALIZAÇÃO
CIA. NACIONAL PARA FAVORECER A ECONOMIA S/A
Capital realizado rs. 2.250:000$000
R. Sen. Paulo Egydio, 15 C. P. 1843 S. PAULO

家庭の幸福は先づ貯蓄から

貯金は大和民族の誇り

貯金 第一

貯金は必ずプルデンシア貯蓄銀行へ

拾一月分抽籤報告

當籤組合文字

PLANO "B"			Plano "A"
DO 10 ao 60			
1)	E M	23	1) O G K
2)	K B	25	2) H Q B
3)	G P	6	3) Q N Ej
4)	O Z	33	4) S V Cj
5)	Z U	27	5) O S Dj
6)	G M	23	6) S O Ij
DO 70 ao 120			
7)	C T	36	7) O B Fj
8)	Q P	16	8) I L Ij
9)	G L	31	
10)	O S	10	
11)	H M	21	
12)	N D	19	

今月當籤の日本人幸運者

額面五コントス

債券番號　一〇八八五八號
組合文字　I L Ij
加入年月　一九四〇年七月
勧誘者　市村文治氏
取扱者　菅山誠氏

サンパウロ市ビネエロス區カルデアル・アルコ・グエルデ街二六七三

堀川文藏殿

月掛金壹ヶ年分前納の加入者にはだるま型美術貯金函を贈呈致します

内容の充實　高度の信用

伯國唯一 日本人部

プルデンシア貯蓄銀行

五千の飛行士集ひ

ブエノス上空を亂舞

南米諸國參加／空の週間／

【ブエノスアイレス卅日發】當地では「空の週間」設置問題が喧しく論議されてゐる、この催しは九月十七日から廿二日までブエノス市で開催、ブラジル、ペルー、チリー、ウルグワヤ、パラグワヤ、アルゼンチン等の飛行家が參加の筈である

尊技中の白眉は、男子、女流飛行家に依る高等曲藝飛行、周空飛行、多人數の落下傘降下等々である

ブエノス全市のシネマ館は、その收益を亞國飛行聯盟に寄附し、五千人の飛行士招待を企圖してゐる

既に數ケ國の同意を得、ウルグワヤ飛行クラブ會長も受諾の書信を寄せ、多數の飛行士を送るべき事を約した

メキシコ 大統領就任式に

北米副大統領參列

兩國の外交關係好轉か

【メキシコ市卅日發】UP電に依れば、マヌエル・アヴィラ・カマッショ將軍のメキシコ大統領就任式は、明一日正午、下院大廣間に於て行はれるが、當日參列の世界卅餘ケ國の軍、外交代表者中の白眉は米國（ヘンリー・S・ウォールス氏である

即ち多數外交通は、ルーズベルト大統領の第三期任期中の政府と、カマッショ將軍の政府とは共に協力、米大陸防衛問題及び南國間多年の不和調整に力を盡すであらうとしてゐる

伯國駐剳 新パラグアイ公使

【アスンソン卅日】新伯國駐剳パラグアイ公使として、ユアン、Bアヤラ將軍が任命された

【メキシコ市卅日發】UP電に依れば、マヌエル・アヴィラ・カマッショ將軍のメキシコ大統領就任式は、明一日正午、下院大廣間に於て行はれるが、當日參列の世界卅餘ケ國の軍、外交代表者中の白眉は米國（ヘンリー・S・ウォールス氏である

即ち多數外交通は、ルーズベルト大統領の第三期任期中の政府と、カマッショ將軍の政府とは共に協力、米大陸防衛問題及び南國間多年の不和調整に力を盡すであらうとしてゐる

ウオールス氏 新大統領に挨拶

【メキシコ市卅日】北米副大統領ウォールス氏は、本日の外交團招待席上カマッショ新大統領に信任の挨拶を述べ後、宮殿の窓より、女流選手の分列式を閲した

北米製爆擊機 伯國向け發つ

第三回空輸も近し

【イングルウッド（カリフオルニヤ州）卅日發】北米製爆擊機六台は、ブラジル向け、その製作地を出發した、この爆擊機はジョゼ・セッド少佐に指揮されてゐる、同少佐は、去る九月の第一回空輸を指揮した人であり、第三回目の六台も來る十日リオ・デ・ジヤネイロ向け出發の筈である

用紙共販會社 來年一月業務開始

【東京二日同盟】設立準備中の用紙共販會社は「資本金百萬円（半額拂込）第一回株金拂込を完了したので、三十日丸の内會館に創立總會を開き定款を附議承認役員を決定、明年一月二十日より業務を開始する筈である、會社の主要業務は國内產業廳所指定用紙全部を製造業者より買取り、元賣業者に賣渡すものであるが、同共販會社は專ら統制業務を行ひ、物品の受渡し代金の決濟その他取引上の實質的責任は當該製造業者と元賣業者間に於て、一切負擔することになつてゐる

役員　社長高島菊次郎（主子）

小林總督 歸國

臺灣總督小林躋造大將は總務長官森岡二朗氏と共に二日、高砂丸で門司に入港、直ちに神戸に向つた

芳澤氏蘭印へ

ラン印特派使節小林商相はその後國内事情があり、氏の空席を訝さぬ事情にあり、今回芳澤謙吉氏をラン印代表として起用交渉に當る事になつた

芳澤氏は十二月初旬神戸出帆の日ラン丸で出發する事になつてゐる

庭球協會 二十年記念

庭球協會では本年が創立廿年目に當るので二日、丸の内倶樂部で功勞者の表彰式並に記念祝典を行つた

貯蓄節調週間

郵信省では二日から十四日までを貯蓄强調週間とし、百二十億を目指し、邁進する事になつた

勸業債券

日本勸業銀行では二日抽籤結果を次の如く發表した

三千円賞增金附
第三回割引債券一五八八二
第九回割引債券二七八三〇
第十三回　七七八八
第十四回　九三一八〇
第九回復興債券六七一二四

東京會館を本部に

東京會館は今度、大政翼贊會本部として更生する事になつた

◈ドゴール佛將軍はロンドンへ來り、チャーチル首相、ハリファックス外相、エデン參

◈英國商船隊を大西洋の中ば位まで米艦隊に護衛して貰ひたいと、英政府から米大統領へ申込んだ

◈日支新條約調印締結に際し從德義等と會見、佛領アフリカ植民地現狀に關し、種々御議を行つた

◈英國商船隊を大西洋の中ば位まで米艦隊に護衛して貰ひたいと、英政府から米大統領へ申込んだ

◈日支新條約調印締結に際し發表した

◈ル大統領は昨日對支一億弗借款許容の聲明を行つた

◈一切の私益排し公益優先を理念として新經濟體制が確立される、一人で儲け放題と云ふことは出來ないこととなつた調ハル米國務長官は記者團に對し「在政府は某國の希望により試力で出來上つたものであるから承認出來ない、米政府は不相變、蔣政府を支那唯一の政府と認める」と聲明した

綠肥王 ― クロタラリヤ

當國に適する綠肥植物は聖州農事試驗場の發表で知る樣にクロタラリヤ、ムクナ大豆、フイジョン・デ・ポルコの四つが最も優良と公認されてゐる。その内でクロタラリヤは最も優秀で窒素加里、燐酸の含有量が他の三種に比して顯著優れてをります。此のクロタラリヤの特徴と云ふのは（1）嚴くべき繁殖力を有し收量絶大（3）木立性なれば刈り倒し鋤き込み易い（3）他の綠肥植物に比し土壤を膨軟、肥增する率は頗る絶大（4）酸性土壤に對する力强く他の豆科の發育せぬ所によく繁茂す。蒔付期は十二月―一月頃まで。開花は一四、五月頃で此の時に鋤き込む。一アルケールに種子を三〇―五〇キロを要す。蒔付は條蒔六〇―八〇センチの間隔とす。種子　キロ　八銭、百瓦　一銭

時報商事部

Alliança da Bahia Capitalização S. A.
Capital: Subscripto 2.000:000$ Realizado 800:000$
PATEO DO COLLEGIO 3-A
Caixa Postal 2450 S. Paulo Tel. 2-4782 2-7559

一九四〇年拾一月廿九日抽籤發表

1º	06340
2º	13054
3º	16093
4º	09291
5º	04335

アリアンサ・ダ・バイヤ貯蓄銀行
日本人部

BANCO AMERICA DO SUL LTDA.
CAPITAL 1.000:000$
南米銀行
特種預金　定期積立　据置
支店
アラサツーバ　ポンペーヤ
バストス　スロミツソン
チエテ　ルゼンテ
オウリニヨス　リロンプレート
ランンヤリヤ　ロンドリーナ
本店 S.PAULO=PRAÇA DA SÉ.393. C.Postal.555. Tel.3-5161

◆安價、確實、迅速……時報商事部

A CIDADE DE FLORENÇA
年末特別大賣出し

可愛い坊ちゃん方の服は是非良くて廉い弊店で
RUA 15 DE NOVEMBRO 49
S PAULO

於リンス市
物理療院經營中の御厚情を感謝致します
東洋醫科鍼灸高專出身　物理醫學士　中村榮甫
私事左記へ移轉し二十五年余の體驗を以て醫療を擴張し、外科、内科、婦人科、其他醫藥、鍼灸、電氣、紫外線、太陽燈、レントゲン、整骨法殊に治病的確、短時日難癒撲滅の最良機關とも云ふべき獨逸製ケテリング電熱機等を使用し最も急速に如何なる難病、業病も根治せしめる事に致しましたから何卒一層の御鞭撻御利用被下樣願申上ます
不治とあきらめてる方は最後の御養生に、急病、重病、又は手術を要する方も簡單に治る事が澤山あります是非お訪ね下さい
診療所
マリリア市サンルイス街ベルナンブーカ下隣　玉突の二階
自宅　マリリア市元朝日ホテル内　郵函 E　電話 二七七

兩國公使館

同時に大使館に昇格
進展一途の日亞關係
將來通商は一段と促進

日本、アルゼンチン兩國の親善、通商關係は遠く明治卅一年に始まるが、最近歐洲情勢の遷移は亞國の輸如を梗塞し、それにもとづく政治經濟の危機が進展する一方、日本の中南米に對する再認識の機運は兩國の關係をますゝ緊密にし、奏效して國際關係の進展を期待されてゐる。果せるかな、東京、ブエノス駐在の兩國公使館は共に、去る一日より大使館に昇格した。從來年額六千万円程度であつた貿易もこれを契機として著しい通商の促進が計られるものである

次期オリムピック要請準備
日伊は優先候補地
ヘルシンキ中間大會希望

（ルシンキ（フインランド）から電）によれば同市は明年か或は明後年戰爭終了を見越して新オリムピック大會開催要請の準備をはじめたと傳へられてゐる即ち冬季競技は二月ラハチ（南フインランド）において、夏季競技は八月ヘルシンキにおいてそれゝ開催の豫定であるが、右につきドイツの權威ある筋では戰爭終了後の國際スポーツ關係復興に際して國際オリムピック委員會は（ヘルシンキの要請には特に十二分な考慮を拂ふべきであると爲し、一九四四年度のオリムピック大會は日伊兩國要請の優先的承認により東京、札幌と、ローマ、コルティナ、ダンペッオ（北伊）との間で冬季、夏季兩大會を分離の原則をもつて適當に會場が選ばれるべきであるとしてゐる

終戰見越し
オリムピックにも
新體制を要望
再組織を叫ぶ日本

一九四四年度オリムピック開催候補として日本は優先的立場にあるが本弘體協理事長は左の如く語つてゐる

「これまでのオリムピックは十九世紀の世界政治事情を反映した組織の下に開かれてゐたもので、戰後は到底あの形態では復活しないと思ふ。フインランドが明年或は明後年開きたいといふオリムピックもこの意味において新組織が出來るまでの暫定的のものなら別だが、從來の組織下において開かれるとは想像出來ない當然新秩序の下に新しいオリムピックが生れなければならない。從つてわれ／＼も新秩序下のオリムピック組織に對する準備が必要な秋だらう」

益々有望な聖州の茶
大部分は邦人の手で

本年十月中にサントス港から外國向け輸出された物の中、注目に價ひするものは、アルゼンチン及びチリー向け輸出をはじめたと傳へられてゐる即ち冬季競技は二月ラハチ（南フインランド）において、夏季競技は八月ヘルシンキにおいてそれゝ開催の豫定であるが、本年一月中にサントス港から同月末までの輸出高は五万四千二百三十二キロに上り、昨年同期中の七千四十キロに比べれば殆ど八倍の增加を示して居る

これは歐洲戰亂によつて英領セイロン茶の輸入困難となつた結果、兩國がその代用として輸入するものらしいが市場では非常に喜ばれてゐるから、今後益々有望とされるであらう

本年一月から同月までの輸出高は五万四千二百三十二キロに上り、昨年同期中の七千四十キロに比べれば殆ど八倍の增加を示して居る

これは歐洲戰亂によつて英領セイロン茶の輸入困難となつたもので、本年一月から

示す更生の意氣
バウルー青年會
綜合運動場建設

去る皇紀二千六百年式典當日バウルー青年會役員會が開かれ同會の更生強化について協議を行つた。先づその實行運動としてバウルー市邦人綜合運動場建設が計畫されるに至つた

同地青年會は從來邦人有志の無實の存在であつたが市内邦人有志はこれを遺憾とし、その更生強化を激勵、今回の運動場建設となつたものである

建築費は約四十コントスと見積られ第一、二、三期にわたる

豫算四十コントス

丁半の最中を御用
九名の邦人は留置所へ
深夜の街頭に警官の眼は光る

安來節の文句ぢやないが――止めてとまらぬ酒と博打と色恋の道――世の不況に正比例して邦人社會に浮薄の氣滅れ――ピッショ熱など跋扈して傍若無人の勢ひで瀰漫して來たことは全く悲しむべき傾向である。

警察當局をして「サントスのクラブやサンパウロの日本人の博打をせぬものは恐らくないであらう」と信じさせるやうにした罪は誰が負ふ可きか？今後の社會問題として考へねばならぬ重大問題である

一昨々日の深夜動々しい警官隊の一團が――邦人街――邦人某の家へ乘込んだ――アラメイダ私服警事に引率された七人の制服巡査によつて數刻後九人の邦人がそこからカーロプレートに乘せられエンベスチガソンに送られ、そのまま留置所の厄介になることになつた

賭博オイチョ・カープの最中を取押へられ、現行犯として連行されたもので、中には賭金がなくなり、上衣もズボンも賭けて、サルマタ一つの裸体のまま連行された物もあつた

四つん這ひの花嫁
捉へたら結婚が成立

洋ブキスの土族は早婚で十二三才にして母となるもの珍らしくない。婚姻がきまると夫となる男の友人が女の家から花嫁を車に乘せてつれ歸り、一室に閉じ込める。これは掠奪結婚の遺習である。結婚式は花嫁、花婿を中心に親戚知己がズラリ円形に坐る、まづ盃にかむ花嫁を四ツン這ひにし、花婿がその後からおひかける、みんなはその怪しい樣をいかにも嚴かな面持で凝視する。四ツン這ひの花嫁は逃げる、花婿がおふ、遂に花婿が追ひついたら結婚が成立する。つかまへられた花嫁が消えも入りたいしなをつくつて俯向いた樣を見て一同は哄堂する。なかには花嫁が円座を破つて外に逃出す、その場合は解消となる。家長の絶對專制下に生活自由意志をゆるされぬ婦たちに、たつた一つの殺された嚴かな「自由」それはこの式である。ゴアの王城の跡などで可愛らしい十二、三才の母親が立く子に乳房をふくませてゐるのもうれしい、子供のやうな新婚夫婦の密月の旅姿も見られる

野球
お產の祝酒に醉ひ
機關車に轢き倒さる

リンス、カマダ輕便勞働靴製造所チームと福田屋チームの對抗野球試合は、さる廿四日（日曜）午後二時より、リンス邦人運動場に於て開始、二十三對十三、十點の差でカマダ軍壓倒的成績で優勝した

米井七分四八秒中司弟（ト）四百米走五〇秒ト軍（阿部、朝倉、宮坂、菊地兄）千六百米走（兩軍共に反則無効）、砲丸十米三〇小笠原（ロ）、円盤卅三米七〇小笠原（ロ）、走高一米五七草野男（ト）、走巾五米八五曾我部（ロ）、菊地兄（ト）三段十二米廿三曾我部（ロ）槍四九米七五清水（ト）、棒高二米八〇朝倉（ト）

リンス、プロミソン方面の野球熱旺盛に刺戟され、最近バウルー方面にも野球が漸く盛んとなり、去廿四日には卅日、紀元二千六百年式典の試合を行つた、卅二對廿二の大スコアで青年組が勝つたが、これを機會に將來同地方有志は所謂野球試合を行ふ事を申合せた

リンス市の自然科學研究同好者は新柄同市郊在中の神谷氏一氏を中心に、さる廿六日夜今田求氏宅で集會を催した、集まつた者今田氏はじめ增山、O、B軍對青年軍の試合を行つた、卅二對廿二の大スコアで青年組が勝つたが、これを機會に將來同地方有志は所謂野球試合を行ふ事を申合せた

リンスに開催中の第十三回國勢調査本博覽會―日本館内でさる卅日、紀元二千六百年式典當日、ジミー宣傳の爲め、リオ市長及びカリオカ勞者團を招待、盛大なコクテールを催した

リオ市長及びカリオカ勞者團を招待、盛大なコクテールを催した

中央會快勝
去る日曜の野球

總領事館チームに一敗を喫した產組中央會チームは、無念やる方なく何處かに鬱はらす物色中であつたが白羽の矢をサン・カエターノチームに立て一昨日曜日折からの猛暑に耐えず遠征一戰を交へ、二A對九で快勝、意氣揚々と引上げた、すつかり氣を好くした產組勢はいづれ近い中に宿敵總領事館チームに復讐戰を挑むと張り切つてゐる

上海陸戰隊の勇士
獵銃で左手に貫通銃創

北パラナ・ロバット町在住邦人山田氏は、日頃愛好の獵銃を手にして鹿打に赴かんと支度中、獵銃の台尻を地に打ち付けた際過つて彈丸發射、左手に貫通銃創を負ひ、ロンドリーナ市個人外科病院に治療中であるが、彈丸三拾餘發肉深く命中してゐるので、摘出念したと云ふ

手術に手間取り、目下毎日療養を續けてゐる、同氏は上海陸戰隊の勇士で、現地で銃火の洗禮を受け名譽の負傷をし内地へ歸還後渡伯したが、二度あることは三度あるかも知れぬので、命拾ひしたを幸ひに今回限り銃器を持つ事は斷念したと云ふ

一代の怪雄山縣
ブラ――十六――

ジルに於ける山縣の事業は、惡く失敗で、片ッ端から數の夢を破壞して行つた。それに反し、拓國は西歐大戰の影響を受けて成金續出、一千万円位儲けた連中がざらにある有樣で、弟の清七郎なども二千万円の船成金と稱された。山縣の胸はむづかゆい程の刺激に堪えられなかつた。

「俺が日本に居つたなら、清七郎輩に氣を取らんがなア――」

と思ふと、横濱の埠頭に繫いだその頃としてかさな船でなかつた二千噸の自分の持船の雄姿が眼底にちら／＼した時々日本の――東京築地に本店を移した頃の全盛時代に二頭立の馬車を乘り廻した夢を見た。

「あの頃はアマハラも二頭立の馬車であつた。」

紫の

衣を着たアマハラの姿が夢ともうつつともなくかれの頭を惱ました。

「この山縣も年をとつたな。」

何處か心の片隅でこんな聲をきくと、はつとして我に返へるのが例であつた。遂にかれは日本行を決心した。

「一つ船を一隻買つて來る。」

と云ふのである。

「罪人も十年たてば免役になる。俺の破產宣告位はもう遠の昔に免役になつて居る筈だ。」

かう云つて見送りの人達に笑つた。かれは清七郎の資本に多大の希望を繫いで歸つて行つたのは大正九年であつたと思ふ。

しか

し日本の海運界にはもうそろそろ秋風が吹いて居た。どんなぼろ船でもよいからと清七郎にも、こま子の婿柱井定之助にも當つて見たがものにならなかつた。かれは失望して、まもなくブラジルへ戻つて來た。恐らくかれの懷中には旅費を拂つた殘りがほんの僅に過ぎなかつたらう。私はかれが日本から船を持つて來ることが出來なかつたことに對し心からの同情と遺憾の念に堪えない。何故なれば、かれがブラジルに來て國に浮べた色々な事業の內、此の汽船を動かす事云ふことが最もかれにふさはしい仕事であつたからである。若し かれが二、三千万位のものでもよいから一隻の船を引張つて來ることが出來たならば、或は今日

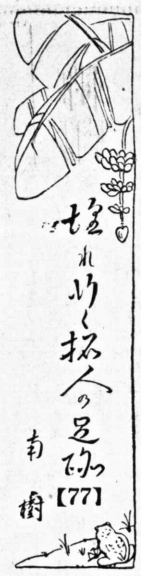

第二

世である子供達が段々大きくなつて行くにも係はらず、其の教育費にも困る位にかれの經濟が行詰まつて居た。かれの根城として買つたマカエの農園を手離さなければならなかつたのも、當三人の子の教育費を支出するためであつた。

紫の

ラパの姿が夢ともうつつともなくかれの頭を惱ました。

「この山縣も年をとつたな。」

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第二

世である子供達が段々大きくなつて行くにも係はらず、其の教育費にも困る位にかれの經濟が行詰まつて居た。かれの根城として買つたマカエの農園を手離さなければならなかつたのも、當三人の子の教育費を支出するためであつた。

第三

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第四

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第五

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第六

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第七

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第八

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第九

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第十

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第十一

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第十二

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第十三

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第十四

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第十五

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第十六

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第十七

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第十八

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第十九

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第二十

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第二十一

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第二十二

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第二十三

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第二十四

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第二十五

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第二十六

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第二十七

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第二十八

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第二十九

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第三十

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第三十一

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第三十二

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第三十三

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第三十四

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第三十五

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第三十六

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第三十七

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第三十八

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第三十九

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

第四十

世である子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

山縣

は長男操を生んだ最初の夫人あや子と分れて只一人渡伯したのであつたが、一万哩外の外國にあつて獨身生活は淋しかつたと云ふ一族の思ひ遣りで送つてよこしたのが現夫人信子で、山縣より遲るること二年にして渡伯したのである。三人の子を生んだが、それは何れも男で、二男武夫、三男文夫、四男富士男これである子供達の名にも山縣の心持が表象されて居ることが解る。

CARLOS GOMES
Rua 12 de Cutubro, 92 — Lapa
今日3日明日4日兩日午後七時より
白蘭の歌
(TRILHOS DA MORTE)
O LIBERTADOR
R. K. O. 映畫
(御注意)ピヲッウウバ方面の住方は9時59分の汽車に間に合ります

日伯歯科醫院
Av. Rangel pestana, 12-2.º and. Salas 304, 305, 306, 307
Esquina de Largo da Sé
Dr. S. K. Pereira
大阪歯科醫學士 林博之
歯科醫學士 村上眞一郎
院長
一般歯科 レントゲン科 ヴァルヒア科 口腔外科
電話 2-3202
自宅電話 5-3112

BAR E REST.
"LEÃO"
AV. S. JOÃO, 284
Pegado ao Correio Teleg.
何時でも暖かい食事が出來ます。
カンゼアエ・ペシアル
18500

Dr. Miguel Dinizo
内科、外科、婦人科
眼科、耳鼻咽喉科
ミゲエル・ヂニーゾ醫院
夜間、日曜でも急患者診療します
北パラナ、カンパラボ

時水管式風呂ガマ
電氣工事、ガス熔接
オフシイナ吉本
聖市ロンデ・デ・サルセーダス一〇五

横山守
伊藤三郎 兩氏へ告ぐ
貴殿達の將來の名譽及び成功の爲の爲め小生方迄來て話しを附けなさい
ドナ・アメリヤ町アグードス驛 森田穰生

募集
バッサドール二名
見習 一名
サント・アンドレ市シヤビエル・デ・トレード街一九四
チンタラリヤ・ジヤポネーザ
電話 四一九

中古シンガーミシン
新式四カベタ型
一臺あります
御望みの方は
御來社下さい
時報商事部

桃の季節になりました
年末の御贈答用品に
御家庭用品には
最も新鮮
美味
體裁優美
價格低廉
モヂ產組特產の桃を御撰定下さい、市內主要果實店で取扱つてをりますが、左記組合聖市販賣部へ御一報下されば市內何處へも迅速にお屆け致します
モヂ產組 聖市果實販賣部
アニヤンガバウー街九一九
電話 三一四五四九
內果地方面にて代理店御希望の方は御一報下さい好條件にて御相談申します

Grande Empreza Americanopolis S/A
Fundada em 1921 CARTA PATENTE N 32
Director-Presidente: Dr. Affonso de Oliveira Santos
Séde em S. Paulo: Rua Senador Feijó, 205 - 8º. andar
Agencia no Rio de Janeiro. Rua Ramalho Ortigão, 9 - 2º. andar
昭和拾五年壹月分聯日ヒロテリヤ號番
1º 2.004 - 2º 2.921 - 3º 9.686 - 4º 15.796 - 5º 19.904
アメリカノポリス貯蓄會社
日本人部
拾壹月分抽籤報告
月掛五ミル
Nos. 1.º premio 004 / 3.º premio 686 — 100コントス
2.º premio 921 — 20コントス
3.º premio 686 / 4.º premio 796 — 10コントス
3.º premio 686 / 5.º premio 904 — 5コントス
3.º premio 686
Centena 004 100$
" 400 50$
最後の數4番は壹月掛金免除
◇次回抽籤は日拾貳月廿八日◇
プレミオ百コントスより五ミル迄
廿年の歴史を有する唯一無二の貯蓄會社

DR. HEITOR FENICIO
Av. São João 536 6º andar sala 2
Fone 4-1188 São Paulo
淋病
最新治療法ケタリング法を適用すれば如何なる淋病も極短期間に完全に治療致します
廉價

新らしい客室と食堂を增築致しました。清潔な寢具と新鮮榮養タップリな御食事は必ず皆樣の御滿足を得る事と信じます
大福旅館
加藤善藏
リンス市ルイス・ガマ街シネマ前

愚妻ウメノ事產後の日立惡しく加療中の處突然心臟痲痺に相成り手當の効果無之去る十一月廿七日午後六時遂に永眠仕り翌廿八日エスピリト・サント墓地に埋葬致し候間此段謹告仕り候

尙葬送の際は遠路態々御會葬被下且過分の御香奠を賜り御芳志の程厚く御禮申上候

昭和十五年十一月卅日

ソロカバナ線サンタクルース・リオ・パルド驛太洋植民地

夫　末永繁
二女　末永富江
三女　末永昭江
末永絹江
四女　末永清
弟　末永
親戚　武内梅五郎
同　鈴木保
同　宮口兼次郎
同　井戸川一三
同　門馬常夫
同　大畑金助
同　渡邊正
同　渡邊弘
同　新井田寅之助
同　外一同
友人一同

Redação - Rua Fagundes, 196
Telephone 7-4670
Caixa Postal, H

Director M. Samesima

NOTICIAS DO BRASIL

Proprietario SEISAKU KUROISHI

Assignatura Anno .... 60$000
" Semestre ... 30$000
Numero de dia .... 300 reis

Gerente S. Kuroishi
Redator-chefe M. Yendo

ANNO XXIII — S. PAULO — TERÇA FEIRA 3 de DEZEMBRO de 1940 — DIARIO No 2348

Assistencia ao Trabalho

A LEI DE FERIAS REMUNERADAS CONSTITUIU UMA DAS BELAS CONQUISTAS DO movimento de renovação nacional, iniciado em 1930 e culminado na Constituição de 10 de Novembro. O estabelecimento do Ministério do Trabalho proporcionou o exame de todos os problemas vinculados á assistencia aos proletários, ao seu amparo e defesa.

Falando ás classes trabalhadores, o presidente Getulio Vargas teve oportunidade de afirmar que todas as suas conquistas, mesmo as mais avançadas, tinham sido feitas sem tumultos, vexames ou violências. O Governo, espontaneamente, fôra ao encontro dellas, dando-lhes soluções enérgicas.

A lei de ferias remuneradas, ao calor de aplicações fecundas, acusou pequenas falhas, que um ato do Governo, ha pouco, corrigiu. Desse modo ficam desvanecidas as duvidas que entorpeciam os responsaveis pela ordem administrativa. Esta nunca esteve tão bem armada para atender aos justos protestos dos que vivem do trabalho quotidiano e proficuo.

Os Institutos de Aposentadoria e Pensões, tambem com suas carteiras de emprestimo e de construções, os refeitórios nas fabricas e estabelecimentos que empregam mais de cem trabalhadores, a assistencia sanitaria, a regulamentação do trabalho de menores, a criação de escolas junto as fábricas e outras iniciativas do mesmo sentido representam conquistas peculiares, que o novo regime criou e fomentou espontaneamente. A justiça do trabalho, que vem sendo organizada sob a protenção das mais generosas doutrinas, substituindo as antigas comissões de julgamento dos conflitos entre empregados e empregadores, ampliou os alcances das leis de assistência e amparo de modo extraordinario.

O novo regime combateu eficazmente o desemprego, instituiu a protenção ao trabalhador nacional, com a lei dos dois terços, exterminou as divergências entre empregados e empregadores, estabelecendo processos vigilantes na aplicação das exigências legais.

Por fim, como cúpula de todas as iniciativas, o presidente Getulio Vargas expediu a lei do salário minimo. A fim de lhe regular as aplicações, acomodando-os ás variadissimos regiões do país, o Governo mandou proceder a um grande inquérito, cujos resultados têm sido os melhores. Dentro de pouco tempo o Ministério do trabalho estára perfeitamente capaz de instituir o salário minimo, com efeitos sensiveis para todas as classes.

O novo regime realiza, desse modo, e como convém, a verdadeira revolução social, numa atmosfera de perfeita confiança reciproca. Esta confiança reciproca é que faz a fôrça do Brasil preservando-o contra as doutrinas estranhas de doletérias que já nos inquietaram.

COMO SE DESENVOLVE A GUERRA ATUAL

Com o bombardeio de Couventry, cujos efeitos foram tão desastrosos, acreditou-se que os alemães lançariam um novo metodo de guerra aerea, abandonando ou restringindo os «raids» sobre Londres, para atacarem vigorosamente a cada uma das cidades industriais da Inglaterra. A ação contra Birmingham, que se seguiu á de Couventry, já não produziu efeitos comparaveis aos que se observaram nesta cidade. Para 500 toneladas de explosivos e 30 de bombas Hland, corresponderam umas 45 toneladas incendiarias, jogadas no Burgo Mi- de bombas em Birmingham houve muitos estragos e destruições em residencias, casas de comercio, hoteis, algumas oficinas e hospitais. Porém não se chegou á destruição de quarteirões e ruas, como em Couventry.

Da mesma forma que na primeira cidade, o ataque se realizou por espaço de dez horas, começando pelo arremesso de bombas de petroleo, indiscriminadamente, vindo depois explosivos de grosso calibre e mais projeteis incendiarios. No entanto as esquadrilhas nazistas não concentraram muito sua ofensiva, distribuindo-a pelas cidades e povoações de cinco condados. Com certeza, esperavam uma reação da R. A. F. e se dispersaram para distrair a atenção dos aviadores inglezes.

Estes, que nada haviam feito, por ocasião do ataque a Couventry, consentindo que a aviação inimiga agisse impunemente, durante dez horas, destavaz, sem perder tempo, alçaram vôo para limpar o ar. Os incursionistas de Birmingham mal apareceram, a artilharia anti-aerea os recebeu, sendo logo retorçada pela intervenção dos «Spillires». Não tiveram a liberdade de atravessar o céu desse grande centro industrial em formações densas. Por isso e pela rispersão do ataque, os resultados que alcançaram revestiram-se de certa mediocridade.

Respondendo á Luftwafe, a Royal Air Force sobrevoou objetivos militares da Alemanha, Italia e paises ocupados, efetuando destruições, sobretudo nas refinarias de Elsenkirchen e Hamburgo, nos estaleiros navais de Kiel, Hamburgo e Bremen, nas usinas de armamentos Skoda, Duisburg e nos portos do sul da Italia.

Da Independência ao Estado Novo

(5)

Os históriadores brasileiros podem pois, sem dificuldades, fixar a revolução de 1930 aos movimentos subversivos que havia vinte anos agitavam o Brasil. E a foi o lógico desenlace de longo processo histórico. As circunstancias partidárias do momento e a crise economica que atingira fortemente o Estado de São Paulo, o mais rico do país e então com as imediatas responsabilidades do Govêrno da República, facilitaram lhe a vitória. Explodiam, assim, tôdas as fôrças renovadores do Brasil, recalcadas na antiga legalidade.

A Federação brasileira, como já dissemos, dividira o Brasil em grandes e pequenos Estados. Desde que se firmara a politica de apoio reciproco entre os Presidentes da República e os dois mais poderosos Estados da União, unidos pela identidade de interêsses economicos, São Paulo e Minas Gerais achefia da nação tendia a revezar-se pacificamente entre os seus respectivos governadores. O politico que chegasse á presidencia de São Paulo ou de Minas Gerais conquistava a penultima etapa para o supremo governo da República. Acontecia, no entanto que um outro grande Estado brasileiro, o Rio Grande do Sul, galgava um lugar no primeiro plano da Federação pela sua expressão econômica e pelas suas condições de região fronteiriça. A indicação de um dos seus homens publicos á chefia do Governo Federal tornara-se uma aspiração lógica.

As forças politicas que apoiavam o Presidente Washington Luiz se tinham acordado, na sua sucessão para o quatriênio de 1930-34, no então Presidente de São Paulo, Julio Prestes. Opondo-se a tal iniciativa, o Presidente de Minas Gerais abria a brecha á reação oposicionista. Contra o nome do Presidente de São Paulo foi levantado o do Presidente do Rio Grande do Sul, Getulio Vargas. Fracassadas várias tentativas para uma solução consiliatória, com a apresentação de um terceiro candidato, intensificou-se a luta partidária. Realizaram-se em relativa calma as eleições presidenciais de 1930, tendo o Congresso Federal reconhecido a vitória do candidato governista. Contestando, todavia, a validade das eleições e do reconhecimento de poderes feito pelo Congresso, a questão da sucessão do Presidente Washington Luiz deslocava-se do terreno pacifico para o revolucionario. Aos governos do Rio Grande do Sul, de Minas Gerais e da Paraiba, em oposição ao Governo Federal, aliavam-se os partidos oposicionistas de quaes todos os Estados. A campanha na opinião publica, principalmente da imprensa popular, adquirira rara veemência. Destá forma, o reconhecimento pelo Congresso dos poderes presidenciais do governador de São Paulo, em vez de resolver o apaixonado dissidio politico, foi o início da luta armada.

Um valor! Uma oportunidade!
Um excelente negocio!
Na Colonia Nipponica!
"ANNUNCIOS"
Sirva-se dos
do
"NOTICIAS DO BRASIL"
Rua Fagundes, 196 - Phone 7 4670
Caixa Postal, H. S. Paulo

LEIA O NOSSO
KODOMO NO SONO
Supplemento do Jornal "Noticias do Brasil"

A PRÓXIMA EXPOSIÇÃO DE PINTURA RIOKAI OHASHI E HELENA P. DA SILVA

A exposição do casal de artistas será aberta na Rua Barão de Itapetininga dentro de breves dias, sendo por essa ocasião, oferecido um «cocktail» á imprensa.

Ontem, á noite, tivemos o prazer de receber, em nossa redação a visita de Riokai e Helena, que se faziam acompanhar do dr. Durvel do Amaral.

EXPOSIÇÃO DE NELSON NOBREGA

Inaugurada recentemente, a exposição de pintura de Nelson Nobrega vem grangeando os aplausos do publico artistico da capital. Do ministro Gustavo Capanema recebeu o conhecido pintor um telegrama de congratulações pela nova mostra de arte com que se apresenta aos admiradores da pintura moderna.

A rua Barão de Itapetininga n. 26, onde se acham expostos os quadros, aquarelas e temperas de Nelson Nobrega tem sido grande o numero de visitantes. O certame continuará aberto das 9 ás 21 horas diariamente.

Encontram-se há dias nesta capital o pintor japonez Riokai Ohashi e sua esposa, a talentosa pintora Helena Pereira da Silva.

Helena, que é filha do saudoso maestro Oscar pereira da Silva ausentara-se de S. Paulo há largo espaço de tempo, tendo vivido em Paris e Tóquio cerca de quatorse anos. Na Cidade Luz a pintora patricia teve a bela oportunidade de ser premiada, expondo no «Salon», por mais de uma vez.

Riokai é outro temperamento artistico de valor, tendo firmado os seus meritos de pintor na França e no Japão, de onde é natural.

Atualmente o casal de artistas, a expensas do governo japonez, realiza uma excursão pelo nosso país.

Recentemente chegados da Europa, Riokai e Helena estiveram no Rio de Janeiro, ali realizando uma exposição de quadros que alcançou grande sucesso artistico.

Os trabalhos expostos mereceram da critica carioca francos elogios.

A exemplo do que fizeram no Rio, Riokai e Helena realizarão nesta capital uma mostra de arte.

A exportação de chá preto por Santos neste anno supera em 47 mil kilos a de 1939

SANTOS, 30 — Pelo telephone — No mez de outubro verificou-se no movimento de exportação do porto para o estrangeiro a presença de diversos productos de que geralmente o publico não tem informações sobre a sua colocação fora do paiz.

Encabecam a lista os embarques de cha preto, exportados para Buenos Aires e Chile, num total de 17.700 kilos. Desse producto Santos exportou desde 1.º de janeiro 54.232 kilos enquanto em igual periodo do anno passado a sahida foi apenas de 7.040 kilos.

A exportação de essencias de frutes citricas para Buenos Aires e Nova York atingiu no mez passado 787 kilos, e desde 1.º de janeiro 4.561 kilos. De farinha de banana sahiram pela primeira vez em outubro para Montevidéo 17.418 kilos. A exportação de farinha de mandioca para o Japão alcançou 300 kilos, no mesmo, mez e os embarques de 1.º de janeiro subiram a 199.550 kilos, contra 100.000 kilos em igual periodo de 1939.

O mercado do japão tambem recebeu o gergelim porém este anno a exportação do producto diminuiu em face do anno anterior. No mez ultimo a exportação foi de 54.7000.

Mamona mandamos em outubro 623.621 kilos para Buenos Aires e 352 kilos para Nova York. Tambem essa exportação decresceu. De janeiro a outubro de 1939 embarcamos 10.246.811 kilos e no mesmo periodo do corrente anno 7.[illegible]0.935 kilos.

Até carnauba Santos exportou. Com os 6.188 kilos despachados no mez passado subiu a 30.819 kilos a exportação desde 1.º de janeiro. Actualmente a cera de carnauba está cotada a 1 milreis a 20 contos de reis devido á guerra.

O NOTICIARIO ESTRANGEIRO DO «NOTICIAS DO BRASIL» E' FORNECIDO PELA AGENCIA TELEGRAPHICA «DOMEI» JAPONEZA

經濟欄

聖州は大落膽 後味の惡い英使節 さつばり買物をせず

特の話

「戰時の國際貿易は政治交渉に包含される事態が次々と現れるのが昨今の國際經濟界の動向である 中立國中の中立國たるブラジルもその好むと好まざるに拘らず、戰時國際經濟の荒波に揉まれつつ世界大渦巻中に捲き込まれてゐる 先般英國經濟使節團來伯の際、一種々々と戰時政策に就いてブラジル側として英國に文句もあらうから、充分御相談やしたい」と伸々以つて良く判つた物腰でやつて來たものだ、スカンヂナビアに火がついて以來、順々と所謂中立國が槍軸陣營に陥落し、ブラジルとしては珈琲數百万俵、棉花七十万俵、蜜柑數百万俵 その他北伯のココア、煙草等々目ぼしい輸出品は軒並に大打撃を受けてゐる際のことである 英國使節振れ込みは伯國經濟界に採り正に大旱に雲霓を望む思ひをしたことであつたらう、棉花市場等は石使節團リオ着在中は連日奔騰したものだ、爲るに聖市へ來着し、待望のラウンド卓會議を行つた結果は、一旦上げた相場がタメ〳〵と反落した始末である、頭の良い讀者諸彦はどんな結果を得たか位は充分御了解だらう、聖州十產物カフエー、棉花、蜜柑等は「相手とせず」又伯國側の申出條項鐵製品等を買ふから歐洲大陸で喪つた分は海上封鎖の代償として英國へ幾分でも買つて貰しいとの聖州側歎願は「充分考慮を拂ひましよう」で簡單に突離された、只肉たけは相當綱紀が成立したらしい、結果として英國今次の使節は一種のラジルに大して誠心を持つてゐなかつたらしい、これに大きな期待を掛けた伯國側はまざ〳〵と英の實力檢討したことは外何物も得る處は無かつた、但し棉の相場師中大分儲けたものがあることだけは事實である

英國使節が「さようなら」を告げると同時に伯國政府は北米から大量の鐵道材料購入契約を發表して、同使節團へ海に皮肉極まる挨拶とした

珈琲

懸案の對米珈琲割當が交渉を目出度く調印を見た 珈琲界は明色潑つてゐる、先週末サントス市は一般に各紙共十キロ當り半ミリ方引締つた輸出量は何なる引取り値段を決定するか、今後米國側が如何段を決定するか、今週不明なため多少氣迷ひの感あり、次の申値で旺盛な取引き商談が行はれてゐる

（現物十キロ）

モレ三級ベネイラ一八—一四二二ミル、昨年物年ベル下値四級モレ今年物二〇—二〇年物及びモッカ本年產二一年物 一七八〇、四八四俵 二〇、九二三俵

輸出統計（三十日）

十月中 六六四、〇〇七俵
七月以降五二八七、三六三俵

棉花

附け遅延と、其の後の多雨により今季墨棉作はその出廻は甚だ宜しくないとの入報がある、水をかぶつて赤く枯死した個も少くなく、今年棉は拂ひ下げ量の減少は一般に拘らず、多分に減產するのでは無いかと見る向きもある、但しこの一週間程天候の恢復と氣溫上昇によつて俄然作柄見直し、紡績に向つたから右の悲觀説も逆轉するかも知れない、今後一ケ月早魃による植

カフエー統計

（卅日現在）

通關	三五、二六〇俵
入荷	三五、三一五俵
發送	三五、三六五俵
在庫	一、七八〇、四八四俵
船積	二〇、九二三俵

輸出統計（三十日）

十月中 六六四、〇〇七俵
七月以降五二八七、三六三俵

マンヂオカ製粉 重大危機に直面

伯亞西定の細目協定手續は完了したと先日伯亞南國當局から發表されたが、今以て條文の發表を見ない、然し部分的に關係方面に重要部分の大綱だけは漏れて來る 兩國懇案中の大宗細製品の取扱と別換に小麥のクオータ（百五十万噸）制亞カフエー輸出の轉嫁待遇、マンヂオカ粉混合パン製造禁止等々、重要經濟問題に絡る大事件が目下ふのもその夜一と夜だけ爭ふのもその夜一と夜だけたつた。翌日、姉は、へんなばかり、酒をのまずに帰られるか」

こんなにきびしく父母が言ひつけた雨が、その日だけは、からりと晴れ上つてゐた

は悲觀交々の叫聲あり、ブラジル經濟界は日下各方面共これが話題の中心となつてゐる輸出增進する方策は文句のあるら筈は無いが一番問題の中心は政府が正面切つて奬勵してゐたマンヂオカ粉の製造部門である、農家は順々に轉作物に移り得る期間を與へられたが、中間で働くマキナ連中は少くない資本を固定し、今漸く軌道に乘り掛けた折柄と

バイヤ產油

バイヤの油田地區ローパト島岸イタパジペ半島上に今般大製糖會社工場が建設される、資本金五カントスの堂々たるものであつて、近く本格的に操業に掛る筈、バイヤ名物が又一つ增加した

伯國新興製品

昨今頻りに伯國には新工場が勃興しつゝある中に、異色ある一つとして鋼刀工場が出來た、伯國政府は北米、伯國產鋼製であつて早くもチリー市場へ進出、北米品と市場角逐を始めたと謂ふから相當なものである

御次ぎはハマナ方面の砂糖袋として伯國棉製袋が大量に進出し、黃ザラ以上の上等砂糖を包んで盛んに北米へ行く、何しろ原棉がアロバ當り二十ミルも米棉より安いのと、勞働賃の安い點が斷然勝へ、伯國產業は天に昇が高い

世紀の英雄

（六十二）

番 伸二
夏目 [illegible]

街の灯はるか（十三）

「僕は、でも帰りたくはない、日本の百姓なんて眞平さ。姉さんが死んだんだつて、お母さんが死んだんだつて假説で百姓ーてゐたからだ」

「まあ、どうして百姓してゐるとそんなに早くやぬのー」

「病氣で死んだんぢやないよ 姉さんは、湖へ飛びこんで死んだんだ」

「まあ」

「姉さんは、いゝ姉さんだつた」

少年の叫聲は一と塊に故郷へ飛ぶ。

そこには細い涙の皺を畳かしてゐる霞ケ浦がある。

姉の死んだ年は、夏中、雨がなく、湖水の水が毎日々々減える一方で、田の中へそれが流れこんで來る。

夏の終りは稻の花が咲いて大事な時なのに、流れこんでは來る湖水の水のためにそれがしほんで行くのだ。純吉の父にしろ、一帶の百姓たちは誰も假も手のほどこしやうの無い運命にいら〳〵してゐた。

だが、如何にいら〳〵した所で、所詮は天の仕業であれば觀念するより外はない。

父と母と姉と純吉の四人であるこの一家は、日々暗いなかに包まれて行つた。父は漁撈をのんで終日ころ〳〵してゐるだけ、母はものを言はなかつた。

全く霞ケ浦を包む一帶の雰囲気は一種の困難の中におちこんで行く。

ある朝、純吉は、井戸端に立つてゐると姉が泣いてゐるのである。

「姉さん、どうしたのさ」

「純ちやん、お前とも別れだよ。姉さんは、この雨のために、水戸の方へ賣られて行くのさ。」

「百姓の娘などに生れるものぢやない、純ちやん、大きくなつたらなんだつていゝから、姉ちやんは、お別れだとつても何もやるものが無いから、今言つたことを銘肝かと思つてよく憶へておくんだよ」

さう言つて、姉はあとの言葉を涙の中に溶けこましてしまつた。もう、何も言はなかつた。

その晩、純吉の父は、酔つぱらつて何遍も、

「純吉ヤ、姉ちやんは、これからい、所へ行くんだ。白粉つけて、綺麗な着物を毎日着れる身分になるんだ。何もくよ〳〵することはねえ。泣くことはねえ」

さうを押すやうに言つて父は、自分で泣いてゐた。母は、お前さんは、娘が賣られて嬉しくないのか、この娘が可哀さうで無いのか、こ

拾ひ帳